

訪問介護重要事項説明書

1 当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

介護ヘルパーステーション TEL 022-367-3256

サービス提供責任者 _____/管理者 笹ヶ瀬 明美

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

○宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口 TEL022-222-7700

2 介護ヘルパーステーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護ヘルパーステーション
所在地	〒985-0061 宮城県塩竈市清水沢4丁目37番20
介護保険指定番号	訪問介護(0470300583)
サービスを提供する地域	塩竈市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町、松島町
第三者評価の実施状況	実施の有無 : 無

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

通年	24時間
----	------

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	4名	名	4名
サービス従業者	介護福祉士	20名	名	20名
	訪問介護員養成研修1・2級修了者	4名	名	4名

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00~8:00	通常時間帯 8:00~18:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
平日・土	○	○	○	○
日・祝日	○	○	○	○

(5) 当事業所は特定事業所加算Ⅱに該当する事業所であり10%の加算額を頂いております。

3 サービス内容

(1) 身体介護

① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清 拭 ⑤ 体位変換 等

(2) 生活援助

① 買 い 物 ② 調 理 ③ 掃 除 ④ 洗 濯 等

(3) その他サービス

① 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

自己負担額は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いとなります。

[料金表—基本料金・通常時間]

身体介護	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上
	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円に 30 分増す毎に+820 円

生活援助	20 分以上 45 分未満	45 分以上	身体介護に引き続き生活援助を行う場合
	1,790 円	2,200 円	所要時間が 20 分から起算して 25 分を増す毎に 650 円

※同一建物の居住者は上記金額より 15%を差し引いた金額となります。

※夜間早朝時間帯ご利用の場合上記金額に 25%を加算した金額となります。

※深夜時間帯ご利用の場合上記金額に 50%を加算した金額となります。

※新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して初回加算 2,000 円を加算させていただいております。

※介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)を受けています。そのため、介護保険給付について、通常の基準より 14.2%増しの利用料金となります。

※特定事業所加算(Ⅱ)を受けています。そのため、介護保険給付について、通常単位数の 10%増しの利用料金となります。

※介護報酬改定等が行われても新たな契約をする事なく、当該改定額を採用致します。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先: 護療舎ヘルパーステーション TEL 022-367-3256)

① ご利用 24 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用 24 時間前までにご連絡いただかなかった場合	介護保険規定料金の 10%

(4) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。

② 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたしますので、20 日(休日の場合は翌営業日に口座振替の方法でお支払いください。

③ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。

④ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。

⑤ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 当ステーションの訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当ヘルパーステーションお客様相談・苦情窓口

担当 笹ヶ瀬 明美 電話 022-367-3256

(2) その他（当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

【市区町村介護保険担当課】

市 区 町村名	担当部署名 住 所	電 話 番 号 ファクシミリ
塩竈市	福祉子どもみらい部 高齢福祉課	0 2 2 - 3 6 4 - 1 2 0 4
	〒985-0052 塩竈市本町 1 - 1	0 2 2 - 3 6 6 - 7 6 1 7
多賀城市	保健福祉部 介護・障害福祉課	0 2 2 - 3 6 8 - 1 4 9 7
	〒985-8531 多賀城市中央 2 - 1 - 1	0 2 2 - 3 6 8 - 7 3 9 4
利府町	保健福祉部 地域福祉課 介護福祉係	0 2 2 - 7 6 7 - 2 1 9 8
	〒981-0112 利府町新並松 4 番地	0 2 2 - 7 6 7 - 2 1 0 2
七ヶ浜町	長寿社会課 介護保険係	0 2 2 - 3 5 7 - 7 4 4 7
	〒985-8577 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 - 1	0 2 2 - 3 5 7 - 5 7 4 4
松島町	健康長寿課 高齢者支援班	0 2 2 - 3 5 5 - 0 6 6 6
	〒981-0203 松島町根廻字上山王 6 番地の 2 7	0 2 2 - 3 5 3 - 3 7 2 2
仙台市	介護保険係	0 2 2 - 2 1 4 - 8 2 4 6
	〒980-8671 仙台市青葉区国分 3 - 7 - 1	0 2 2 - 2 1 4 - 4 4 4 3
仙台市 青葉区	介護保険課 介護保険係	0 2 2 - 2 2 5 - 7 2 1 1
	〒980-8701 仙台市青葉区上杉 1 - 5 - 1	0 2 2 - 2 2 2 - 7 1 1 9
仙台市 宮城野区	介護保険課 介護保険係	0 2 2 - 2 9 1 - 2 1 1 1
	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪 2 - 1 2 - 3 5	0 2 2 - 2 9 1 - 2 3 7 1
仙台市 若林区	介護保険課 介護保険係	0 2 2 - 2 8 2 - 1 1 1 1
	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁 3 - 1	0 2 2 - 2 8 2 - 1 1 5 2
仙台市 太白区	介護保険課 介護保険係	0 2 2 - 2 4 7 - 1 1 1 1
	〒982-8601 仙台市太白区長町南 3 - 1 - 1 5	0 2 2 - 2 4 9 - 1 1 3 1
仙台市 泉区	介護保険課 介護保険係	0 2 2 - 3 7 3 - 3 1 1 1
	〒981-3189 仙台市泉区泉中央 2 - 1 - 1	0 2 2 - 3 7 5 - 3 7 8 5

【事業者】

宮城県塩竈市清水沢 4 丁目 3 7 番 2 0 号
医療法人財団 五倫会
理事長 高橋 正倫

【事業所】

宮城県塩竈市清水沢 4 丁目 3 7 番 2 0 号
護療舎ヘルパーステーション
(指定番号 0 4 7 0 3 0 0 5 8 3)